

## 攻めの農業実践緊急対策事業 業務方法書

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 この業務方法書は、石川県農業活性化協議会（以下「県協議会」という。）が攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25生産第2968号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）及び攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25生産第2969号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に基づき行う攻めの農業実践緊急対策事業（以下「本事業」という。）に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

#### (業務運営に関する基本方針)

第2条 県協議会は、その行う業務の重要性に鑑み、実施要綱、実施要領、交付要綱、攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金（以下「補助金」という。）の交付決定に当たって北陸農政局長から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に実施要綱第2に基づき行う事業に要する経費を支払うために必要な基金を安全に管理しつつ、本業務方法書に定めた手続に従って、地域農業再生協議会（直接支払推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産大臣依命通知。以下「直接支払推進要綱」という。）第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会をいい、地域農業再生協議会が設置されていない地域については、地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会）をいう。以下「地域協議会」という。）、生産局長が別に定める再編事業者に対する本事業に係る助成金の交付その他の業務を公正、適正かつ効率的に行わなければならない。

### 第2章 攻めの農業実践緊急対策事業の実施

#### (都道府県実施方針兼基金造成計画書)

第3条 県協議会長は、実施要領第2の6に定めるところにより都道府県実施方針兼基金造成計画書を作成し、北陸農政局長の承認を受けるものとする。

#### (都道府県事業計画)

第4条 県協議会長は、実施要領第4の1の（1）のアに定めるところにより都道府県事業計画を作成し、北陸農政局長の承認を受けた後、自らが実施要綱第2の1及び2の取組を行う場合にあっては、速やかに本事業の交付の対象となり得る者に取組の内容を周知するものとする。

#### (地域事業計画)

- 第5条 地域協議会長は、本事業を実施しようとする場合、実施要領第4の1の(2)のアに定めるところにより地域事業計画を作成し、県協議会長に提出するものとする。
- 2 県協議会長は、提出された地域事業計画の内容について実施要綱、実施要領等に照らして審査し、審査の結果、取り組むべき計画として認めた場合は、都道府県事業計画に反映するものとする。
  - 3 県協議会長は、都道府県事業計画について北陸農政局長の承認を受けた後、別紙様式第1号-1により都道府県事業計画に含まれた地域事業計画を承認するものとする。
  - 4 地域協議会長は、地域事業計画の承認を受けた後、速やかに本事業の交付の対象となり得る者に地域事業計画の取組の内容を周知するものとする。

(集出荷・加工処理合理化プラン)

- 第6条 再編事業者は、本事業を実施しようとする場合には、実施要領第4の1の(3)のアに定めるところにより集出荷・加工処理合理化プランを作成し、県協議会長に提出するものとする。
- 2 県協議会長は、提出された集出荷・加工処理合理化プランの内容について実施要綱、実施要領等に照らして審査し、審査の結果、取り組むべき計画として認めた場合は、都道府県事業計画に反映するものとする。
  - 3 県協議会長は、都道府県事業計画について北陸農政局長の承認を受けた後、別紙様式第1号-2により都道府県事業計画に含まれた集出荷・加工処理合理化プランを承認するものとする。

(取組計画書兼取組参加者助成金申請書等)

- 第7条 地域協議会長又は県協議会長は、実施要領第4の2の(1)及び(2)により取組計画書兼取組参加者助成金申請書の様式を定め、必要に応じて本事業の交付の対象となり得る者に配布し、一定の申請期間を設けた提出期限を定めるものとする。
- 2 実施要領第2の3で定める助成対象者(以下「取組参加者」という。)は、地域事業計画又は都道府県事業計画で定めた取組の実施に必要な経費について、実施要領第4の2の(1)及び(2)に定めるところにより取組計画書兼取組参加者助成金申請書を作成し、当該取組を定めた地域協議会又は県協議会に提出するものとする。
  - 3 取組参加者は、前項の取組計画書兼取組参加者助成金申請書を提出するに当たって、当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額(消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。  
ただし、申請時において当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。
  - 4 地域協議会長又は県協議会長は、第2項の取組計画書兼取組参加者助成金申請書の提出を受けるに当たって、取組計画書兼取組参加者助成金申請書の提出者に対して、当該助成金の授受に関して必要な以下の事項についての承諾を得なければならない。

- ① 地域協議会長又は県協議会長から、当該助成金に関する報告や立入調査を求められた場合にはそれに応じること。
  - ② 当該助成金に係る契約書や領収書等の証拠書類を5年間保存すること。
  - ③ 上記①、②及び実施要綱、実施要領等に定められた要件を満たさないことが判明した場合、助成金を返還すること。
  - ④ 個人情報の取扱いに関する事項
- 5 地域協議会長又は県協議会長は、取組参加者から取組計画書兼取組参加者助成金申請書の提出があった場合には、審査を行い、その内容が地域事業計画又は都道府県事業計画等に照らして適当である場合は、これを承認し、取組計画書兼取組参加者助成金申請書の提出者に別紙様式第2号-1により通知するものとする。また、本事業の助成の対象とならなかった場合においては、別紙様式2号-2によりその結果を通知するものとする。
- なお、地域協議会長又は県協議会長は、計画していた額以上の申請があった場合には、地域事業計画又は都道府県事業計画に定める「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づき、取組参加者の優先順位の決定や助成率の調整等を行い、取組計画書兼取組参加者助成金申請書の提出者に別紙様式第2号-1によりその結果を通知するものとする。また、本事業の助成の対象とならなかった場合においては、別紙様式第2号-2によりその結果を通知するものとする。
- ただし、地域協議会長は、取組参加者からの取組計画書兼取組参加者助成金申請書を承認しようとするときは、あらかじめ別紙様式第3号-1により県協議会長に協議することとし、その場合には、県協議会長は、審査を行い、その内容が適正であると認められた場合は、地域協議会長に別紙様式第3号-2により承認するものとする。
- 6 取組計画書兼取組参加者助成金申請書の審査に当たっては、地域協議会にあっては市町村、県協議会にあっては都道府県に属する補助事業に精通した者や取組計画の内容に関する専門的知識を有する者が主となり実施するなどその精度を高めるように努めるものとする。
- 7 地域協議会長又は県協議会長は、地域協議会又は県協議会の構成団体から取組参加者として申請があった場合は、当該申請に係る要件確認及び選定等に当該団体の者を関与させてはならないものとする。

(生産効率化プラン等の変更)

第8条 実施要領第4の2の(1)のウ及び(2)のウの生産効率化プラン及び高収益プランの重要な変更は、以下に掲げる変更とする。

- ① 取組の中止又は廃止
- ② 取組参加者の変更
- ③ 事業費の3割を超える増減
- ④ 取組の明細の変更・追加・削除

(攻めの農業実践緊急対策事業に係る事業の執行)

第9条 県協議会及び地域協議会は、都道府県事業計画又は地域事業計画において自ら

が取組を行うこととしている場合には、北陸農政局又は県協議会より承認を受けた後、当該事業計画に基づいて取組を行うものとする。

(概算払の請求)

第10条 地域協議会は、自ら行う取組に限り、県協議会に別紙様式第4号により概算払請求を行うことができるものとする。

(取組報告書兼取組参加者助成金請求書)

第11条 第7条第5項又は第6項により取組計画書兼取組参加者助成金申請書の承認を受けた取組参加者又は承認を受けた取組計画書兼取組参加者助成金申請書について取組参加者と共同で申請した者(以下「共同申請者」という。)は、地域協議会長又は県協議会長が定める提出期限までに、第7条第5項又は第6項により通知された額の範囲内で、取組の実施に必要な経費の請求について、別紙様式第5号により当該承認を受けた協議会に提出するものとする。

2 第7条第3項のただし書により当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで助成金の申請をした取組参加者又は共同申請者は、第1項の取組報告書兼取組参加者助成金請求書を提出するに当たって当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを助成金申請額から減額して報告しなければならない。

3 第7条第3項のただし書の適用を受けた取組参加者又は共同申請者は、第1項の取組報告書兼取組参加者助成金請求書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により本事業に要する経費に対する当該助成金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額(取組報告書兼取組参加者助成金請求書において、前項の規定により減額した場合には、当該金額が減じた額を上回る部分の金額)について別紙様式第10号により速やかに地域協議会長又は県協議会長に報告するとともに、地域協議会長又は県協議会長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(地域事業計画及び集出荷・加工処理合理化プランに係る協議会等助成金の請求)

第12条 地域協議会長は、第11条第1項に基づき取組報告書兼取組参加者助成金請求書の提出があった場合には、検査を行い、その内容が実施要綱及び実施要領等に照らして適正であると認めた場合は、地域協議会が自ら行う取組の実施に必要な経費と合わせて請求額を取りまとめ、また、県協議会の委託により県協議会の取組に係る検査及び助成金交付等の事務を行う場合にあっては当該事務に係る必要額を加えて、別紙様式第6号-1により県協議会長に請求を行うものとする。

2 地域協議会長は、地域事業計画に定める「計画していた額以上の申請があった場合の調整方法」により助成率等を調整する必要がある場合には、それに従い、助成率等の調整を行うものとする。

3 実施要領第2の2に定める再編事業者は、第6条第3項により承認を受けた集出荷・加工処理合理化プランに定める取組を実施した場合は、別紙様式第6号-2により県協議会長に協議会等助成金の請求を行うものとする。

4 再編事業者が県協議会長に協議会等助成金の請求を行うに当たり当該助成金の仕入

れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して請求しなければならない。

ただし、請求時において当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

- 5 前項により協議会等助成金の請求を行った再編事業者が、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（協議会等助成金の請求に当たり前項の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額した場合には、その減じた額を上回る部分の金額）について別紙様式第10号により県協議会長に報告するとともに、県協議会長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（攻めの農業実践緊急対策事業に係る助成金の支払）

第13条 県協議会長は、地域協議会長から第10条又は第12条第1項の請求があった場合には、検査・審査を行い、その内容が適正であると認めた場合は、第17条第1項の基金から速やかに協議会等助成金を地域協議会に交付するとともに、地域協議会長に当該交付額を別紙様式第7号-1により通知するものとする。ただし、地域協議会長から直接支払の依頼があった場合は、県協議会長は、当該助成金の支払を地域協議会長に代わって取組報告書兼取組参加者助成金請求書の提出者へ直接支払うことができるものとし、その場合には、取組報告書兼取組参加者助成金請求書の提出者に交付額を別紙様式第8号により通知するとともに、地域協議会長に当該交付額の合計を別紙様式第7号-1により通知するものとする。この場合、地域協議会長は第2項の交付及び通知を省略することができるものとする。

- 2 地域協議会長は、県協議会長から第1項の協議会等助成金を交付された場合には、遅滞なく取組報告書兼取組参加者助成金請求書の提出者に助成金を交付するとともに、交付額を別紙様式第8号により通知するものとする。
- 3 県協議会が自ら実施要綱第2の1及び2の取組を行う場合にあっては、県協議会長は第12条第1項に準じて交付額を取りまとめ、第2項に準じて取組報告書兼取組参加者助成金請求書等の提出者に助成金を交付するとともに、取組報告書兼取組参加者助成金請求書の提出者に交付額を別紙様式第8号により通知するものとする。
- 4 第3項の場合、県協議会長は、検査、助成金交付等に係る事務を地域協議会長に委託することができるものとする。
- 5 県協議会長は、再編事業者から第12条第3項の請求があった場合には、検査・審査を行い、その内容が適正であると認めた場合は、第17条第1項の基金から速やかに協議会等助成金を再編事業者に交付するとともに、再編事業者に当該交付額を別紙様式7号-2により通知するものとする。

（事務費）

第14条 北陸農政局長から承認を受けた都道府県事業計画に係る事務に要する経費及び県協議会の承認を受けた地域事業計画に係る事務に要する経費を助成の対象とする。

- 2 助成対象となる事務費の範囲については、実施要領別表2のとおりとする。

- 3 県協議会長は、地域協議会の事務費としての活用可能額を定め、地域協議会へ通知するものとする。
- 4 県協議会は、県協議会の取組に係る検査及び助成金交付等の事務を地域協議会が行う場合、当該事務費を県協議会の事務費として、当該地域協議会からの請求に応じて支払うものとする。

(助成金の返納)

第15条 本事業に係る取組参加者助成金の交付を受けた取組参加者又は共同申請者は、当該助成金を受けた後に交付要件を満たさないこと又は悪意をもって虚偽の内容を申請したこと等が判明した場合には、当該助成金の全部又は一部をその交付を行った地域協議会又は県協議会に返納しなければならない。

2 地域協議会又は県協議会は、取組参加者助成金の交付を受けた取組参加者又は共同申請者が、実施要綱、実施要領その他の法令等に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、当該助成金の全部又は一部について、返納を命じることができるものとする。この場合には、地域協議会又は県協議会長は、違反等の内容、返納の額及び返納の期日を記載した書面を取組参加者又は共同申請者に送付しなければならない。

3 前項により返納を命じられた取組参加者又は共同申請者は、当該助成金を地域協議会又は県協議会に返納しなければならない。

4 第1項により返納があった地域協議会は、当該返納の額を速やかに県協議会に返納しなければならない。

5 県協議会は、協議会等助成金の交付を受けた地域協議会及び再編事業者が実施要綱、実施要領その他の法令等に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、当該助成金の全部又は一部について、返納を命じることができるものとする。この場合には、県協議会長は、違反等の内容、返納の額及び返納の期日を記載した書面を当該地域協議会長又は再編事業者に送付しなければならない。

6 前項の助成金の返還を命じられた地域協議会長又は再編事業者は、前項の期日までに命じられた額を県協議会に返納しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、地域協議会長又は再編事業者は、県協議会長に対し、期日の延長を求めることができるものとする。この措置を求める場合には、地域協議会長又は再編事業者は、期日までに返納できない理由を記載した書面を返納の期日の前日までに県協議会長に提出しなければならない。

7 県協議会長は、地域協議会長又は再編事業者より前項の期日の延長を求める申請があった場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときにあつてはこれを認め、改めて、返納の期日を記載した書面を当該地域協議会長及び再編事業者に送付するものとし、真にやむを得ない事情であると認められないときにあつてはその旨を当該地域協議会長又は再編事業者に通知するものとする。

8 県協議会長は、地域協議会又は再編事業者が第6項の返納を第5項の返還の期日（前項の規定により期日の延長を行った場合にあつてはその期日、前項の規定により期日

の延長を認めなかった場合にあっては第6項の期日に第6項の書面の提出を県協議会長が受けた日から前項の書面が当該地域協議会長に到達した日までの日数を加えた日に、さらに5営業日を加えた日)を経過してもなお行わない場合には、当該地域協議会又は再編事業者への本事業に係る交付金の交付を停止するとともに、北陸農政局長からとるべき措置について指示を受け、その指示の内容について県協議会の総会の議決を得て、実施しなければならない。

- 9 第1項又は第6項により返納があった県協議会は、速やかに北陸農政局長へ報告し、国への返納手続等について指示を受けるものとする。

#### (事業の中止又は廃止)

第16条 第7条第5項により取組計画書兼取組参加者助成金申請書の承認を受けた取組参加者は、事業の遂行が困難になった場合には、事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を速やかに承認を受けた地域協議会又は県協議会に提出してその指示を受けなければならない。

- 2 第5条第3項により地域事業計画の承認を受けた地域協議会及び第6条第3項により集出荷・加工処理合理化プランの承認を受けた再編事業者は、事業の遂行が困難となった場合には、事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を速やかに県協議会へ提出してその指示を受けなければならない。

### 第3章 基金の管理

#### (基金の管理)

第17条 県協議会は、要綱第5の1の基金造成事業により造成した基金について攻めの農業実践緊急対策基金(以下「基金」という。)として勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して管理しなければならない。

- 2 県協議会は、基金を北陸農政局長の承認を受けた都道府県事業計画に係る県協議会が自ら行う事業及び本事業に係る助成金の交付以外の用途に使用してはならない。また、当該助成金の交付は、基金から行われなければならない。
- 3 県協議会は、第1項の基金から助成金を交付した事業実施主体ごとに助成金の交付対象となった取組の収支を明確にしておかなければならない。
- 4 県協議会は、第1項の基金を石川県信用農業協同組合連合会・普通貯金により管理する。
- 5 県協議会は、前項の管理から果実が生じることとなった場合は、基金に繰り入れるものとする。
- 6 県協議会長は、本事業を終了した場合において、基金になお残余があるときは、その国庫への返還手続等について北陸農政局長の指示を受けるものとする。

### 第4章 報 告

#### (事業実施状況の報告)

第18条 地域協議会長等及び再編事業者は、別紙様式第8号により本事業の実施状況報告書を作成し、事業実施翌年の6月30日までに県協議会長に報告するものとする。

(事業の評価)

第19条 県協議会長は、実施要領第5の2の事業評価報告書の作成に当たっては、本事業に係る助成金の交付を受けた取組参加者及び共同申請者、地域協議会並びに再編事業者に対して、実施した取組による効果の発現状況の報告を求めることができるものとする。

第5章 雑 則

(事業期間)

第20条 本事業の事業期間は、実施要綱の施行日から平成27年3月31日までとする。

(財産の管理等)

第21条 県協議会及び地域協議会は、取組参加者及び共同申請者並びに再編事業者に対して、本事業により取得した財産を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従い、効率的な運用を図るように指示しなければならない。

2 取得財産を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その全部又は一部を第15条に準じて国に納付させることがある。

(帳簿の備付け等)

第22条 県協議会、本事業に係る助成金の交付を受けた地域協議会及び再編事業者並びに取組参加者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

2 県協議会長は、必要に応じて、地域協議会長及び再編事業者に対し、協議会等助成金に係る経理内容を調査し、県協議会への助成金の請求の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

(その他)

第23条 本業務方法書に定めるもののほか、本事業に係る業務の方法についての細部の事項については、必要に応じて、北陸農政局長の承認を受け県協議会長が別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、北陸農政局長の承認のあった日から施行する。



番 号  
年 月 日

〇〇〇地域協議会長 殿

石川県金沢市古府1丁目220番  
石川県農業活性化協議会  
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る地域事業計画の承認について

平成〇年〇月〇日付け〇〇で申請のあった地域事業計画について、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知する。

記

- 1 承認した事業及びその内容は、平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった攻めの農業実践緊急対策事業地域事業計画（以下単に「計画」という。）記載のとおりとする。
- 2 承認した助成金の額並びに助成金対象経費及びその取組ごとの配分額は、計画記載のとおりとする。
- 3 〇〇〇地域協議会長は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25生産第2968号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）及び攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書（以下「業務方法書」という。）に従わなければならない。
- 4 〇〇〇地域協議会長は、計画に記載された取組に係る取組参加者又は共同申請者の取組計画書兼助成金申請書の承認の際には、この助成金に係る実施要綱、実施要領及び業務方法書に従うことを条件としなければならない。
- 5 〇〇〇地域協議会長は、本事業で受領した助成金の収入及び支出に関する経理を他の事業と区分して経理しなければならない。

番 号  
年 月 日

〇〇〇〇 (再編事業者) 殿

石川県金沢市古府1丁目220番  
石川県農業活性化協議会  
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る地域事業計画の承認について

平成〇年〇月〇日付け〇〇で申請のあった集出荷・加工処理合理化プランについて、攻めの農業実践地域推進業務方法書第6条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知する。

記

- 1 承認した事業及びその内容は、平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった攻めの農業実践緊急対策事業集出荷・加工処理合理化プラン（以下単に「計画」という。）記載のとおりとする。
- 2 承認した助成金の額並びに助成金対象経費及びその取組ごとの配分額は、計画記載のとおりとする。
- 3 〇〇〇〇 (再編事業者) は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25生産第2968号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農林水産省生産局長通知。）及び攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書に従わなければならない。
- 4 〇〇〇〇 (再編事業者) は、本事業で受領した助成金の収入及び支出に関する経理を他の事業と区分して経理しなければならない。

番 号  
年 月 日

〇〇 〇〇 殿

※ リース導入に係る取組については、共同申請者双方に送付すること。

住 所  
〇〇農業活性化協議会  
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る取組計画書兼取組参加者助成金申請書の承認について

平成〇年〇月〇日付けで提出のあった取組計画書兼取組参加者助成金申請書について、下記のとおり全部（又は一部）を承認しましたので、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第7条第5項の規定に基づき通知します。

なお、取組参加者助成金の支払は、取組報告書兼助成金請求書の提出後、取組が確実に実施されたことを確認した後に行いますので申し添えます。

記

- 1 承認した取組及び助成額  
整理番号〇 〇〇 〇〇円  
整理番号〇 〇〇 〇〇円
- 2 助成対象外とした取組（※2）  
整理番号〇 〇〇  
整理番号〇 〇〇
- 3 助成対象外とした理由（※2）  
〇〇のため。

※ 助成対象外とした取組がない場合は、記載しなくてよい。

- 4 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づき調整を行った場合の内容（※）

※取組参加者の優先順位、助成率の調整等を行っていない場合は、記載しなくてもよい。

- 5 助成金の対象となる事業及びその内容は、上記1のとおりです。
- 6 助成金の額及び助成対象経費は、上記1のとおりです。

- 7 貴殿は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25生産第2968号農林水産事務次官依命通知）、攻めの農業実践緊急事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農林水産省生産局長通知）及び攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書（平成26年3月10日付け石協第353号）に従わなければなりません。
- 8 本通知に違反した場合（貴殿の責めに帰さない場合を除く。）又は事業中止した場合には、支払を受けた助成金を返納しなければなりません。
- 9 本事業により導入した機械を、助成金の交付を受けた石川県農業活性化協議会長又は地域農業活性化協議会長等の承認を受けることなく、助成金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供してはいけません。
- 10 本事業により機械を導入するため締結したリース契約について、助成金の交付を受けた石川県農業活性化協議会長又は地域農業活性化協議会長等の承認を受けることなく、中途解約を行ってはいけません。
- 11 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を、助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。

番 号  
年 月 日

〇〇 〇〇 殿

※ リース導入に係る取組については、共同申請者双方に送付すること。

住 所  
〇〇農業活性化協議会  
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る取組計画書兼取組参加者助成金申請書の審査結果について

平成〇年〇月〇日付けで提出のあった取組計画書兼取組参加者助成金申請書については、残念ながら本事業の助成の対象となりませんでしたので、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第7条第5項(第6項)の規定に基づき通知します。

記

助成の対象外とした理由

(例)

本事業の申請が事業計画額を超過し、別添の「取組参加者の優先順位」に従い、助成対象の順位付けを行った結果、助成対象外となったため。

攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第〇項に規定する事業要件を満たしていないため。

番 号  
年 月 日

石川県農業活性化協議会長 殿

住 所  
〇〇農業活性化協議会  
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る取組計画書兼取組参加者助成金申請書の承認について(事前協議)

攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書(平成26年3月10日付け石協第353号)第7条第5項のただし書に基づき、下記の取組計画書兼取組取組参加者助成金申請書の承認について協議します。

記

1 生産効率化プランの取組の総括表

申請書番号	分類	整理番号	事業費(円)	うち助成金申請額(円)	備考
合 計					

2 高収益プランの取組の総括表

申請書番号	分類	整理番号	事業費(円)	うち助成金申請額(円)	備考
合 計					

注1: 申請書番号の欄には取組参加者助成金申請書に記載した申請書番号を記載して下さい。

注2: 取組参加者助成金申請書ごとに行を分けて記載して下さい。

注3: 「分類」の欄には以下の分類のいずれかに該当する番号を記入して下さい。

1: リース方式による機械等の導入の取組

2: リース方式による機械等の導入以外の取組

注4: 「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入して下さい。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入して下さい。

注5: 記載した取組に係る取組計画書兼取組参加者助成金申請書を添付して下さい。

番 号  
年 月 日

〇〇農業活性化協議会長 様

石川県金沢市古府1丁目220番地  
石川県農業活性化協議会  
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る取組計画書兼取組参加者助成金申請書の承認について (通知)

平成〇年〇月〇日付けで協議のありましたこのことについて、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書 (平成26年3月10日付け石協第353号) 第7条第5項のただし書に基づき承認します。

番 号  
年 月 日

石川県農業活性化協議会長 殿

住 所  
〇〇農業活性化協議会  
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る助成金の概算払請求について

攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第10条の規定に基づき、助成金を概算払により交付されたく、下記のとおり請求する。

記

1 攻めの農業実践緊急対策事業

今回請求額： 円（①+②）

（既請求額： 円）

〔請求額の内容〕

① 地域事業計画分

円

② 都道府県協議会の取組に係る事務費

円

（注1）請求額の計算の基礎となった資料及び交付要件の確認資料を提示すること。

（注2）既請求額に記載する額は、今回請求額は除くこと。

（注3）経理事務の処理体制（公印の管理・押印体制、複数の職員による相互チェック体制がとれていること）が分かる資料を添付すること（既存の資料でも可）。

2 振込先

（注）振込口座番号等が確認できる書類（通帳の写し等）を添付すること。



攻めの農業実践緊急対策事業取組報告書兼取組参加者助成金請求書

〇〇 農業活性化協議会  
会長 〇〇 殿

【取組参加者】

フリガナ フリガナ  
氏名 代表者氏名 印

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

〒 ー  
住所

電話番号

【リース事業者】

フリガナ  
事業者名  
代表者名 印

〒 ー  
住所

電話番号

※導入する機械等によってリース事業者が異なる場合は、リース事業者ごとに本様式を作成して下さい。

承認を受けた取組計画書兼取組参加者助成金申請書に基づき事業を実施しましたので、下記のとおり報告します。

併せて攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第11条第1項の規定に基づき助成金を請求します。

なお、助成金を受けた後に交付要件を満たさないこと又は悪意をもって虚偽の内容を申請したこと等が判明した場合には、支払を受けた助成金を返納します。

記

1 助成金請求額

円

2 取組内容

※ 今回請求する取組について、記載してください。

整理番号	分類	取組内容	事業費		備考
				うち助成金	
		個票のとおり			
合計					

注：分類欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に係る取組

「2」高収益品目等の導入に係る取組

3 添付書類

- (1) 取組計画書兼取組参加者助成金申請書の写し（軽微な変更があった場合においては、承認を受けた計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付してください。）  
 (2) それぞれの取組を行ったことが確認できる書類（契約書の写し等）を添付してください。

4 助成金振込口座先

金融機関（ゆうちょ銀行以外）												
金融機関コード（数字4ケタ）				金融機関名								
				農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金								
支店コード（数字3ケタ）				支店名								
預金種別（該当のものにレ印をつけてください）							口座番号（7ケタに満たない場合は、右づめで記入）					
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知												
口座名義人												
フリガナ												
漢字												
ゆうちょ銀行												
記号（6ケタ目がある場合は※部分に記入）						番号（右づめで記入）						
1						1						
口座名義人												
フリガナ												
漢字												

- 5  私は、以下の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。  
 ※ その内容について同意する場合は、にレ点を必ずご記入ください。

個人情報の取扱い

農林水産省、都道府県農業再生協議会、地域協議会は、攻めの農業実践緊急対策の助成金を交付するために、事業の参加者から提出された地域事業計画取組計画書兼助成金申請書等に記載された個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の交付に係る事務のために利用します。

攻めの農業実践緊急対策事業取組報告書兼取組参加者助成金請求書

〇〇 農業活性化協議会

会長 〇〇 殿

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

印

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

住所

承認を受けた取組計画書兼取組参加者助成金申請書に基づき事業を実施しましたので、下記のとおり報告します。

併せて攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第11条第1項の規定に基づき助成金を請求します。

なお、助成金を受けた後に交付要件を満たさないこと又は悪意をもって虚偽の内容を申請したこと等が判明した場合には、支払を受けた助成金を返納します。

記

1 助成金請求額

円

2 取組内容

※ 今回請求する取組について、記載してください。

整理番号	分類	取組内容	事業費		備考
				うち助成金	
		個票のとおり			
合計					

注1: 分類欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に係る取組

「2」高収益品目等の導入に係る取組

注2: 備考欄には助成金請求額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

3 添付書類

- (1) 取組計画書兼取組参加者助成金申請書の写し（軽微な変更があった場合においては、承認を受けた計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付してください。）
- (2) それぞれの取組を行ったことが確認できる書類（領収書、契約書の写し、作業日誌等）を添付してください。

4 助成金振込口座先

金融機関 (ゆうちょ銀行以外)												
金融機関コード (数字4ケタ)				金融機関名								
				農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金								
支店コード (数字3ケタ)				支店名								
預金種別 (該当のものにレ印をつけてください)							口座番号 (7ケタに満たない場合は、右づめで記入)					
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知												
口座名義人												
フリガナ												
漢字												
ゆうちょ銀行												
記号 (6ケタ目がある場合は※部分に記入)						番号 (右づめで記入)						
1						1						
口座名義人												
フリガナ												
漢字												

- 5  私は、以下の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。  
 ※ その内容について同意する場合は、口印にレ点を必ずご記入ください。

個人情報の取扱い

農林水産省、都道府県農業再生協議会、地域協議会は、攻めの農業実践緊急対策の助成金を交付するために、事業の参加者から提出された地域事業計画取組計画書兼助成金申請書等に記載された個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の交付に係る事務のために利用します。

番 号  
年 月 日

石川県農業活性化協議会長 殿

住 所  
〇〇〇農業活性化協議会  
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る協議会等助成金の請求について

攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第12条第1項の規定に基づき下記のとおり助成金を請求する。

記

1 攻めの農業実践緊急対策事業

今回請求額： \_\_\_\_\_ 円 (①+②)

(既請求額： \_\_\_\_\_ 円)

[請求額の内容]

① 地域事業計画分

\_\_\_\_\_ 円

② 都道府県協議会の取組に係る事務費

\_\_\_\_\_ 円

2 振込先

※振込口座番号等が確認できる書類(通帳の写し等)を添付すること。

(注1) 承認をうけた地域事業計画の写しを添付すること。

(注2) 今回請求額の計算の基礎となった資料(取組報告書兼取組参加者助成金請求書等)及び取組要件の確認資料を提示すること。

(注3) 既請求額に記載する額は、今回請求額は除くこと。

(注4) 経理事務の処理体制(公印の管理・押印体制、複数の職員による相互チェック体制がとれていること)が分かる資料を添付すること(既存の資料でも可)。なお、既に概算払請求時に提出済の場合は不要。

(注5) 業務方法書第13条第1項ただし書きにより、取組参加者へ直接支払を希望する場合は、本文括弧書きを記載し、取組参加者への振込先等を一覧表等に整理して添付すること。

番 号  
年 月 日

石川県農業活性化協議会長 殿

住 所  
〇〇〇〇 (再編事業者)  
代表者 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る協議会等助成金の請求について

攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第12条第3項の規定に基づき下記のとおり協議会等助成金を請求する。

記

1 攻めの農業実践緊急対策事業

今回請求額： \_\_\_\_\_ 円

(既請求額： \_\_\_\_\_ 円)

2 振込先

※振込口座番号等が確認できる書類(通帳の写し等)を添付すること。

(注1) 承認をうけた集出荷・加工処理合理化プランの写しを添付すること。

(注2) 今回請求額の根拠資料(領収書、リース契約書等)及び取組要件の確認資料を提示すること。

(注3) 既請求額に記載する額は、今回請求額は除くこと。

(注4) 経理事務の処理体制(公印の管理・押印体制、複数の職員による相互チェック体制がとれていること)が分かる資料を添付すること(既存の資料でも可)。

番 号  
年 月 日

〇〇〇農業活性化協議会長 殿

石川県金沢市古府1丁目220番地  
石川県農業活性化協議会  
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る協議会等助成額について

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で請求のあった攻めの農業実践緊急対策事業に係る助成額については、下記のとおり交付したので、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第13条第1項の規定に基づき通知する。

記

攻めの農業実践緊急対策事業

今回交付額： \_\_\_\_\_ 円

(既交付額： \_\_\_\_\_ 円) (注1)

〔交付額の内容〕

① 地域事業計画分

\_\_\_\_\_ 円

② 都道府県協議会の取組に係る事務経費

\_\_\_\_\_ 円

③ 取組参加者への直接支払額 (注2)

\_\_\_\_\_ 円

助成対象外額及び助成対象外となった理由 (注3)

\_\_\_\_\_ 円

理由：

(注1) 既交付額に記載する額は、今回交付額は除くこと。

(注2) 業務方法書第13条第1項ただし書きにより、取組参加者へ直接支払を行った場合に記載すること。

(注3) 請求額のうち助成対象外となった金額がない場合は記載不要。

番 号  
年 月 日

〇〇〇〇 (再編事業者) 殿

石川県金沢市古府1丁目220番地  
石川県農業活性化協議会  
会 長 印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る協議会等助成額について

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で請求のあった攻めの農業実践緊急対策事業に係る助成額については、下記のとおり交付したので、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第13条第5項の規定に基づき通知する。

記

攻めの農業実践緊急対策事業

今回交付額： 円

(既交付額： 円) (注1)

助成対象外額及び助成対象外となった理由 (注2)

円

理由：

(注1) 既交付額に記載する額は、今回交付額は除くこと。

(注2) 請求額のうち助成対象外となった金額がない場合は記載不要。



(別添)

別紙様式第6号-2関係 (リース方式による機械等の導入を行う再編事業者向け)

年 月 日

攻めの農業実践緊急対策事業に係る協議会等助成額について(明細書)

石川県農業活性化協議会

会長 ○○ 殿

【再編事業者】

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

印

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

〒 住所

電話番号

【リース事業者】

フリガナ

事業者名

代表者名

印

〒 住所

電話番号

※導入する機械等によってリース事業者が異なる場合は、リース事業者ごとに本様式を作成して下さい。

攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第12条3項の規定に基づき下記のとおり協議会等助成金を請求します。

なお、助成金を受けた後に交付要件を満たさないこと又は悪意をもって虚偽の内容を申請したこと等が判明した場合には、支払を受けた助成金を返納します。

記

1 助成金請求額

円

2 取組内容

※ 今回請求する取組について、記載してください。

整理番号	分類	取組内容	事業費		備考
				うち助成金	
		個票のとおり			
合計					

注: 分類欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「3」集出荷・加工処理体制の合理化に係る取組

### 3 助成金振込口座先

金融機関(ゆうちょ銀行以外)												
金融機関コード(数字4ケタ)				金融機関名								
				農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金								
支店コード(数字3ケタ)				支店名								
預金種別(該当のものにレ印をつけてください)							口座番号(7ケタに満たない場合は、右づめで記入)					
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知												
口座名義人												
フリガナ												
漢字												
ゆうちょ銀行												
記号(6ケタ目がある場合は※部分に記入)						番号(右づめで記入)						
1						1						
口座名義人												
フリガナ												
漢字												

- 4  私は、以下の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。  
 ※ その内容について同意する場合は、口印にレ点を必ずご記入ください。

#### 個人情報の取扱い

農林水産省、都道府県農業再生協議会、地域協議会は、攻めの農業実践緊急対策の助成金を交付するために、事業の参加者から提出された地域事業計画取組計画書兼助成金申請書等に記載された個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の交付に係る事務のために利用します。

(別添)

別紙様式第6号-2関係 (リース方式による機械等の導入以外の取組を行う再編事業者向け)

年 月 日

攻めの農業実践緊急対策事業に係る協議会等助成額について(明細書)

石川県農業活性化協議会

会長 ○○ 殿

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

印

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

住所

電話番号

攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第12条3項の規定に基づき下記のとおり協議会等助成金を請求します。

なお、助成金を受けた後に交付要件を満たさないこと又は悪意をもって虚偽の内容を申請したこと等が判明した場合には、支払を受けた助成金を返納します。

記

1 助成金請求額

円

2 取組内容

※ 今回請求する取組について、記載してください。

整理番号	分類	取組内容	事業費	うち助成金	備考
		個票のとおり			
合計					

注: 分類欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「3」集出荷・加工処理体制の合理化に係る取組

3 助成金振込口座先

金融機関(ゆうちょ銀行以外)												
金融機関コード(数字4ケタ)						金融機関名						
						農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金						
支店コード(数字3ケタ)						支店名						
預金種別(該当のものにレ印をつけてください)										口座番号(7ケタに満たない場合は、右づめで記入)		
<input type="checkbox"/> 普通		<input type="checkbox"/> 当座		<input type="checkbox"/> 別段		<input type="checkbox"/> 通知						
口座名義人												
フリガナ												
漢字												
ゆうちょ銀行												
記号(6ケタ目がある場合は※部分に記入)						番号(右づめで記入)						
1						1						
口座名義人												
フリガナ												
漢字												

- 4  私は、以下の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。  
 ※ その内容について同意する場合は、口印にレ点を必ずご記入ください。

個人情報の取扱い

農林水産省、都道府県農業再生協議会、地域協議会は、攻めの農業実践緊急対策の助成金を交付するために、事業の参加者から提出された地域事業計画取組計画書兼助成金申請書等に記載された個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の交付に係る事務のために利用します。

〇〇 〇〇 殿

住所  
 〇〇農業活性化協議会  
 会長

印

攻めの農業実践緊急対策事業に係る取組参加者助成額の通知について

平成〇年〇月〇日付けで提出のあった取組報告書兼取組参加者助成金請求書の内容のうち下記の内容について助成金を交付したので、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第13条第2項（第1項、第3項）に基づき、通知します。

記

1 助成金交付額

今回交付額 円  
 (既交付額) 円

(注) 既交付額に記載する額は、今回交付額は除きます。

2 助成金交付額の内訳

整理 番号	分類	内容	事業費	うち助成金	備考
		別添個票のとおり			
合計					

※ 分類欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。  
 「1」機械利用体系の効率化に係る取組  
 「2」高収益品目等の導入に係る取組

3 助成金交付対象外額及びその理由(注1)

助成金交付対象外額： 円  
 助成対象外となった理由：

注1： 助成金請求額のうち助成対象外となった金額がない場合は記入は不要。

番 年 月 号 日

石川県農業活性化協議会

会長 ○○ 殿

住所  
○○農業活性化協議会  
（○○○○（再編事業者））  
会長（代表者） 印

攻めの農業実践緊急対策事業実施状況報告書

攻めの農業実践緊急対策事業実施状況の報告について、攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第18条に基づき、別添※のとおり報告する。

※ 別添については、石川県農業活性化協議会長より承認を受けた事業計画書について、事業実施後の内容に修正したものを実施状況報告書として添付すること。なお、修正については、見え消し又は二段書きなど修正箇所がわかるよう記載すること。

平成26年度攻めの農業実践緊急対策事業  
の仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

石川県農業活性化協議会長 殿

住 所  
氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって承認のあった取組について、攻めの農業実践事業業務方法書第11条第3項（第12条第5項）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 業務方法書第13条による助成額の通知額<br>（平成〇〇年〇〇月〇日付けによる額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 助成金の通知時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                       | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る<br>消費税等相当額           | 金 | 円 |
| 4 助成金返還相当額（3-2）                                   | 金 | 円 |

（注）その他参考となる資料を添付すること。

（3の金額の積算の内訳等）

## 攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金交付要綱

農林水産事務次官依命通知  
制 定 平成26年2月6日付け25生産第2969号

第1 攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25生産第2968号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に必要な基金の造成に要する経費に対し、都道府県農業再生協議会（直接支払推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）第2の1の（2）に定める都道府県農業再生協議会をいう。以下「補助事業者」という。）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

第2 第1に規定する経費は、定額とする。

第3 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び交付規則第2条に規定する交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、正副2部を地方農政局長等（北海道に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては北海道農政事務所長、沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の補助事業者にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。



- 第4 交付規則第2条の規定による申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。
- 第5 地方農政局長等は、第3第1項の規定による申請書の提出があったときは、審査のうへ、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に補助金交付決定の通知を行うものとする。
- 第6 補助事業者は、適正化法第9条第1項、交付規則第4条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 第7 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、交付規則第3条第1号の規定に基づき、別記様式第2号による変更等承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第8に定める軽微な変更を除く。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。
- 第8 交付規則第3条第1号イ及びロに規定する大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。
- 第9 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、交付規則第3条第2号の規定に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。
- 第10 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第3号による支払請求書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 第11 適正化法第12条の規定に基づく補助事業の遂行状況報告は、補助金の交付決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第4号により遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。
- 2 地方農政局長等は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

第12 補助事業者は、事業を完了したときは、交付規則第6条第1項の規定に基づき、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第5号による実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 第3第2項のただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3第2項のただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号による消費税等相当額報告書を速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第13第1項の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

第13 地方農政局長等は、第12第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第14 地方農政局長等は、第7の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項(1)から(3)までの内容をその理由として取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13第3項の規定を準用する。

第15 補助事業者は、基金事業を完了した場合、別記様式第7号による基金残余報告書正副2部を地方農政局長等に提出し、その承認を受けて基金を廃止するものとする。

2 地方農政局長等は、前項の承認を行うに当たり、基金に残余があるときは、交付した補助金の金額を限度として、補助事業者に対して期限を設けて国への返還を命ずるものとする。

3 前項に基づく補助金の返還については、第13第3項の規定を準用する。

第16 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、交付規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

#### 附則

この要綱は、平成26年2月6日から施行する。

別表（第8関係）

区 分	経 費	補助率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
国産農畜産物・ 食農連携強化対策 事業費補助金  攻めの農業実践 緊急対策事業推進 費補助金	攻めの農業実践緊急対策事 業推進費  補助事業者が実施要綱に基 づいて行う事業に要する経費 として、基金の造成に要する 経費	定 額	事業費（事務費を 含む。）又は国庫補 助金の30%を超える 増減	事業の中止又は 廃止

別記様式第1号（第3関係）

平成〇〇年度攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては北海道農政事務所長、  
沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者あつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地  
団体名  
代表者

印

平成〇〇年度において、下記のとおり攻めの農業実践緊急対策事業を実施したいので、攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金交付要綱第3第1項の規定に基づき、攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業の基金造成計画

経 費	補助事業に 要する経費 (A+B) 円	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
攻めの農業実践緊急対策基金造成費				

4 事業の完了予定年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

5 添付書類

- (1) 規約及び会計に関する規程
- (2) 業務方法書（案）

別記様式第2号（第7関係）

平成〇〇年度攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては北海道農政事務所長、  
沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者あつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地  
団体名  
代表者

印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金について、下記の理由により別添のとおり変更したいので、攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金交付要綱第7の規定に基づき申請する。

記

変更の理由

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。  
なお、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があつたものに限り添付すること。
- 2 補助金の額が増額する場合は、件名の「変更等承認申請書」を「変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記の理由により別添のとおり変更したいので、攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金交付要綱第7の規定により申請する。」を「下記の理由により別添のとおり変更したいので、攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金交付要綱により、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあつては、「変更等承認申請書」を「中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

別記様式第3号（第10関係）

平成〇〇年度攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金支払請求書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては北海道農政事務所長、  
沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者あつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地  
団体名  
代表者

印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金について、攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金交付要綱第10の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

1. 支払請求額（算用数字を使用すること。） 金 円
2. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

別記様式第4号（第11関係）

平成〇〇年度攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては北海道農政事務所長、  
沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者あつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地  
団体名  
代表者

印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金について、攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金交付要綱第11の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		平成〇年〇月〇日 までに完了したもの		平成〇年〇月〇日 以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
攻めの農業実践 緊急対策事業基 金造成費	円	円	%	円		

(注) 「事業費」の欄には、基金の造成額を記載すること。



別記様式第5号 (第12関係)

平成〇〇年度攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

(北海道に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては北海道農政事務所長、  
沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者あつては内閣府沖縄総合事務局長)

所在地  
団体名  
代表者

印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金について、交付決定通知の内容に従い実施したので、攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金交付要綱第12の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業の基金造成実績

経 費	補助事業に 要した経費 (A+B) 円	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
攻めの農業実践緊急対策基金造成費				

4 事業の完了年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

5 添付書類  
基金造成の口座に係る金融機関の預金残高証明書の写し

別記様式第6号 (第12関係)

平成〇〇年度攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金  
の仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては北海道農政事務所長、  
沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者あつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地  
団体名  
代表者

印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金について、攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金交付要綱第12第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- |   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 1 | 適正化法第15条の補助金の額の確定額<br>(平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                           | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る<br>消費税等相当額               | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3-2)                                      | 金 | 円 |

〔(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。  
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分  
を添付すること。  
・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)  
・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し  
・3の金額の積算内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認  
できる資料も併せて提出すること)  
・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同  
項に規定する特定収入の割合を確認できる資料〕

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その  
状況を記載

〔(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申  
告予定時期も記載すること。〕

- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]  
(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第7号（第15関係）

平成〇〇年度攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金基金残余報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては北海道農政事務所長、  
沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者あつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地  
団体名  
代表者

印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金について、攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金交付要綱第15第2項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 基金残余 \_\_\_\_\_ 円
- 2 添付書類  
攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農林水産省生産局長通知）の第5の4の規定に基づく攻めの農業実践緊急対策基金の基金管理状況報告書（別記様式第5号）の写し

# 石川県特定高性能農業機械導入計画

(抜粋)

平成22年2月

石川県農林水産部

## (2) 特定高性能農業機械の利用規模の下限

作目	機械の種類	左の種別	利用目的	利用規模 の下限 (ha)	標準的な ほ場区画
水 稲	トラクター	30ps級 40ps級 50ps級 80ps級	代かき	8 10 12 15	30a区画
	乗用型田植機	4条植 5条植 6条植 8条植 10条植	田植え	5 7 9 12 15	
	水田用乗用型多目的作業機 (水田用栽培管理ビークル)	植付け6条以上 薬剤吐出量3ℓ/分以上 有効散布幅5m以上	田植え 防除 施肥等	8	
	コンバイン	3条刈 4条刈 5条刈 6条刈 普通型(2m級)	刈取り	7 10 16 18 19	
麦、大豆	トラクター	30ps級 40ps級 50ps級 80ps級	耕起	7 9 11 15	30a区画
	コンバイン(麦)	3条刈 4条刈 5条刈 6条刈 普通型(2m級)	刈取り 脱粒	5 8 11 13 17	
	コンバイン(大豆)	専用型(刈幅1.4m) 普通型(2m級)	刈取り 脱粒	8 16	
ソバ	コンバイン	専用型(刈幅1.4m) 普通型(2m級)	刈取り	10 14	
ハトムギ	コンバイン	普通型(2m級)	刈取り	14	
野 菜	トラクター	30ps級 40ps級 50ps級 80ps級	耕起 畦立	7 9 11 15	
	ブームスプレーヤー	薬剤吐出量 30ℓ/分以上55ℓ/分未満 55ℓ/分以上70ℓ/分未満	防除	6 8	
	乗用型全自動移植機	2条	移植	5	

作目	機械の種類	左の種別	利用目的	利用規模 の下限 (ha)	標準的な ほ場区画
果樹	トラクター	スピードスプレーヤーとの組み合わせにより決まる。			
	スピードスプレーヤー	薬剤吐出量 20ℓ/分以上50ℓ/分未満 50ℓ/分以上70ℓ/分未満 70ℓ/分以上	防除	3 6 9	
飼料作物	トラクター	収穫調製作業機との組み合わせにより決まる。			
及び牧草	フォーレージハーベスター	刃幅1.0m以上1.2m未満 1.2m以上1.5m未満 1.5m以上	収穫	7 12 17	
	簡易草地更新機	作業幅2m級	播種	18	

(留意事項)

- (1) 一年二作に利用する場合の利用規模の下限は、それぞれの作目についての作業面積の和となる。
- (2) 次の場合には、4輪駆動又は種別の大きいトラクターの導入について検討すること。
  - ア 特に高い動力を要する作業又は重粘な土壌のほ場における利用
  - イ 8度以上の傾斜地における利用
- (3) 各種作業機への適応トラクターについては、別紙2「トラクターと作業機との組み合わせ」を参照すること。
- (4) 簡易草地更新機に適応するトラクターの大きさは、60ps級以上とするが、一般に、傾斜地若しくは湿地における作業の場合又は降雨後の作業等走行性に影響ある場合には、1段上のものを使用する。

2 計画の期間

平成22年度から5年間とする。

(3) 特定高性能農業機械以外の利用規模の目安

作物	農業機械の種類	左の種別	利用目的	利用規模の下限	標準的 は場区画
水稻	トラクター	20ps級	代かき	6ha	20a区画未 満
	田植機	4条(歩行)	田植え	4	
	無人ヘリコプ ター	20ps級	防除	100	
	コンバイン	2条刈	刈取り	4	
	種子用コンバ イン	2条刈 3条刈	刈取り	3 6	
	マニユア スプレッダー	1,000kg級	堆肥散布	10	
麦 大豆	コンバイン	2条刈	麦刈取り	3	
	トレンチャー	34ps以上(トラクター搭載式)	排水溝掘り	6	
	播種機	3連(トラクターアタッチ)	麦、大豆播種	5	
	培土機	乗用2連	大豆中耕、培土	8	
	選粒、選別機	500kg級	大豆選粒、選別	10	
	乾燥機	800kg級	大豆乾燥	3	
野菜	トラクター	20ps級	耕起、畦立て	5	
	移植機	1条用	定植	2	
	動力噴霧機	可搬式 21ℓ/分 搭載式 33ℓ/分	防除	2 3	
果樹	動力噴霧機	17ℓ/分(可搬式)	防除	2	
	トレンチャー	8ps(歩行自走式)	植え溝掘り 有機物施用溝切り	5	
		24ps(トラクター搭載式)	排水溝切り 支柱架設用溝掘り	6	
	12ps(乗用自走式)	深耕	8		
飼料 作物 及び 牧草	フォーレージ ハーベスター	刃幅0.8m~1.0m未満	収穫	6	



別紙2 トラクターと作業機との組合せ

作業機名	作業内容	トラクターの大きさ				備考
		I 30PS級	II 40~50PS級	III 60~80PS級	IV 90PS級	
ボトムプラウ	耕起	水田用 30cm×3 (12"×3) 畑用 30~36cm×1~2 (12~14" ×1~2) 36×41cm×1 (14~16"×1)	水田用 30cm×4 (12"×4) 畑用 36cm×2~3 (14"×2~3) 41cm×2 (16"×2) 46~51cm×1 (18~20"×1)	水田用 30cm×6 (12"×6) 畑用 36cm×3~4 (14"×3~4) 41cm×3 (16"×3) 46~51cm×2 (18~20"×2) 56cm×1 (22"×1) 60cm×1 (24"×1)	畑用 41cm×4 (16"×4) 46cm×3~4 (18"×3~4) 51cm×2 (20"×2) 66cm×1 (26"×1)	刃幅×連数 (〃はイン チ)
チゼルプラウ	耕起		1.8m	2.1m	2.7m	作業幅
駆動ディスクプラウ (ツウウェイ型)	耕起	1.4~1.9m	1.9m	—	—	作業幅
ロータリー	耕起・砕土	1.8m未満	1.8~2.2m	2.0~2.8m	2.6~3.0m	作業幅
深耕ロータリー	耕起・砕土	1.4~1.6m	1.5~1.8m	—	—	作業幅
ロータリーハロー	砕土	—	2.2~3.3m	2.4~3.3m	—	作業幅
ディスクハロー	砕土		46cm×20~24 (18"×20~24) 51cm×20~24 (20"×20~24)	51cm×24~32 (20"×24~32) 56cm×24~32 (22"×24~32)	51cm×28~36 (20"×28~36) 56cm×28~36 (22"×28~36)	ディスク直 径×枚数
バーチカルハロー	砕土		1.9~2.1m	1.9~2.3m	2.3~3.0m	作業幅
代かき機	砕土・代かき	3.0m未満	2.4~3.8m	3.5~5.0m	4.5~5.5m	作業幅
レベラー(レーザーレ ベラーを含む)	均平	2.1m未満	2.1~3.2m	2.1~4.0m	2.4~5.0m	作業幅
カルチパッカー (K型ローラーを含む)	砕土・鎮圧	2.0~2.4m	2.0~3.0m	2.4~6.0m	3.0~8.0m	作業幅
ローラー	鎮圧・砕土	2.4m未満	2.4~2.7m	2.4~2.7m	—	作業幅
ライムソアー	石灰散布	2.4m未満	2.4~3.6m	3.6~3.9m	—	作業幅
マニユアスプレッダー	堆肥散布	2,000kg未満	2,000~ 3,000kg	3,000~ 4,500kg	4,500~ 5,000kg	積載重量
尿散布機(スリースプレッ ダを含む)	液状ふん尿散 布	2,000ℓ未満	2,000~ 3,000ℓ	3,000~ 6,000ℓ	—	タンク容量
スラリー インジェクター	液状ふん尿注 入	1,500ℓ未満	1,500~ 2,000ℓ	2,000~ 3,000ℓ	3,000~ 4,000ℓ	タンク容量
ブロードキャスター (とう載式) (けん引式)	粒状肥料散布	260ℓ未満 2,000ℓ未満	260~500ℓ 2,000~ 3,000ℓ	500~1,000ℓ —	—	ホッパー容 量

作業機名	作業内容	トラクターの大きさ				備考
		I 30PS級	II 40～50PS級	III 60～80PS級	IV 90PS級	
不耕起播種機 (V溝直播機)  (汎用型)	施肥播種  播種	1.6m (8条)	1.6m (8条) 2.0m (10条)  4～6条	2.0m (10条) 2.4m (12条)	2.4m (12条)	水稲用 条間20cm 作業幅・作 業条数 作業条数
打込み式代かき同時 点播機	播種	8条	8～9条			作業条数
ドリルシーダー	施肥・播種 (条播)	12条未満	12～24条	24条	—	作業条数
プランター	施肥・播種 (点播)	2～4条	4条	4～6条	—	作業条数
ポテトプランター	施肥・播種 (点播)	2条	2～4条	4条	—	作業条数
トランスプランター	移植	2条	2～4条	4条	—	作業条数
ウィーダー	除草	3～4m	3～4m	—	—	作業幅
ロータリーホー	中耕・除草	3～4畦	4～5畦	4～5畦	—	作業畦数
カルチベーター	中耕・除草	3～4畦	4～5畦	4～5畦	—	作業畦数
ロータリーカルチベーター	中耕・除草	3～4畦	4～5畦	4～5畦	—	作業畦数
モア(レシプロ) (フレール) (ドラム) (ディスク)	牧草刈取	1.8m未満 1.5m未満 1.4m未満 1.5m未満	1.8～2.1m 1.5～1.8m 1.4～1.6m 1.5～1.8m	— — 1.6～2.1m 1.8～2.4m	— — — —	作業幅 作業幅 作業幅 作業幅
モアコンディショナー	刈取圧砕	—	1.6～1.8m	1.8～2.7m	2.7～3.7m	作業幅
テグダーレーキ (チェーン) (ロータリー) (シリンダー)	反転集草	2.4m未満 2.5～4.0m 2.6～3.0m	2.4～3.0m 4.0～6.7m 2.6～3.0m	— 4.0～6.7m —	— — —	作業幅 作業幅 作業幅
ヘーレーキ (フィンガホイール)	集草	4.0m未満	4.0～5.6m	4.0～5.6m	—	作業幅
ヘーベラー (タイト) (ロール)	梱包	1.3～1.6m 1.2m未満	1.6～1.9m 1.2～1.5m	1.9m 1.5～1.8m	— —	ピックアップ幅 ピックアップ幅
細断型ロールベラー (密封機能なし)   (密封機能付き)	梱包	0.8～0.86m (定置作業)	0.8～0.86m (伴走作業)  1.0m (定置/伴走作 業)  1.0m (定置/伴走作 業)	0.8～0.86m (1条コーンハーベ スタ との併用による ワザン作業)  1.0m (1条コーンハーベ スタ との併用による ワザン作業)  1.15m (定置作業)	0.8～0.86m (2条コーンハーベ スタ との併用による ワザン作業)  1.0m (2条コーンハーベ スタ との併用による ワザン作業)  1.15m (伴走作業)	成形室直径
ベールラッパー	ラッピング	0.85～1.6m	0.85～1.6m	0.85～1.6m	1.2～1.6m	梱包サイズ
ロータリーカッター	刈株処理	1.5m未満	1.5～2.8m	—	—	作業幅

作業機名	作業内容	トラクターの大きさ				備考
		I 30PS級	II 40～50PS級	III 60～80PS級	IV 90PS級	
コーンピッカー	とうもろこし 収穫	1条	1条	1～2条	—	作業条数
ポテト茎葉処理機	茎葉引き 細断			2条 (52kW(71PS)以上)		作業条数
	地上部茎葉処理		1.6～2m	1.6～2m 3m～	3m～	作業幅
ポテトディガー	堀取	1条	1～2条	—	—	作業条数
ピーナツディガー	堀取	1～2条	2条	—	—	作業条数
ファームワゴン	運搬・荷下し	2,000kg未満	2,000～3,000kg	2,000～3,000kg	—	積載重量
ロードワゴン	拾上げ・運搬	1,500kg未満	1,500～3,000kg	3,000kg	—	積載重量
ベールワゴン	梱包・運搬	—	2,000kg未満	2,000～3,000kg	3,000～4,000kg	積載重量
トレーラー(ワゴン)	運搬	1,000～2,000kg (2輪)	2,000～3,000kg (4輪)	3,000～4,000kg (4輪)	—	積載重量 (車輪数)
フォーレイジワゴン	運搬・荷下し	—	5～7m <sup>3</sup> (4輪)	12.5m <sup>3</sup> (4輪)	17.7～27.0m <sup>3</sup> (4輪)	積載重量 (車輪数)
除雪機	除雪	1.3～1.6m	1.3～2.0m	2.0～2.7m	—	作業幅
サブソイラー (カイン付きを含む)	心土破碎(暗 きよを含む)	1本×30～45cm	1～2本 ×30～45cm	1～3本 ×30～50cm	3本 ×30～60cm	チゼル数 ×作業深さ
心土作溝土層改良機	心土破碎	1～2本 ×30～45cm	2～3本 ×30～50cm	2～5本 ×30～60cm	2～5本 ×40～80cm	チゼル数 ×作業深さ

### 別紙3 トラクターと動力噴霧機との組合せ

作業機名	作業内容	トラクターの大きさ				備考
		I 30PS級	II 40～50PS級	III 60～80PS級	IV 90PS級	
動力噴霧機 (とう載式)	農薬散布	400ℓ未満	400～800ℓ	800～1,200ℓ	—	タンク容量
(けん引式)	農薬散布		2,000ℓ未満	2,000～3,500ℓ	3,500～ 5,000ℓ	タンク容量

### 別紙4 トラクターとフォーレイジハーベスターとの組合せ

作業機名	作業内容	トラクターの大きさ				備考
		I 30PS級	II 40～50PS級	III 60～80PS級	IV 90PS級	
フォーレイジハーベスター (フレール) (ユニット型)	刈取・細断	1.2m未満	1.2～1.8m	—	—	作業幅 ピックアップ幅 (作業条数)
コーン専用機		—	1.5m未満 (1条)	1.5～2.1m (1～2条)	2.1～2.7m (1～2条)	
		1条	1条	1～2条	2条	作業条数

別紙5 トラクターとポテトハーベスターとの組合せ

作業機名	作業内容	トラクターの大きさ				備考
		I 30PS級	II 40～50PS級	III 60～80PS級	IV 90PS級	
ポテトハーベスター	掘取・貯留	1条	1～2条	1～2条	—	作業条数

別紙6 トラクターとビートハーベスターとの組合せ

作業機名	作業内容	トラクターの大きさ				備考
		I 30PS級	II 40～50PS級	III 60～80PS級	IV 90PS級	
ビートハーベスター	掘取・貯留	1条	1～2条	1～2条	2～3条	作業条数

## 参考資料

### 1 天候からみて安全性を考慮した月別機械作業可能日数率

月別 地点	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
新潟	0	0	48	73	73	75	66	81	68	68	53	32
高田	0	0	0	72	74	65	65	69	67	63	57	32
富山	0	0	55	70	74	68	65	82	72	74	68	32
輪島	0	0	58	75	77	67	68	81	78	77	62	35
金沢	0	0	55	73	73	70	60	79	70	69	58	39
福井	0	0	60	73	71	65	69	82	70	77	68	32
敦賀	0	0	52	75	69	63	65	74	67	69	67	42

#### <利用の仕方>

- この表は、主として機械作業の可能日数を推定するため、各地の日降水量10mm以上の日数、6時及び14時現在の快晴、晴れ、曇りの月別合計日数、さらに冬季の積雪日数を考慮して月別機械作業可能日数を推定し、これを各月の日数で割って、月別機械作業可能日数率として%で表したものである。
- 同じ機械作業でも土壌条件によって異なり、また機械作業の種類によって厳密には作業可能日数率は異なるものであるので、この表の数字は機械利用計画や負担面積の計算において、計画の安全性を高めるための一応の目安となる数字である。

#### 4 実作業率基準表

(単位：%)

作業名	実作業率						主な対象作業機名
	オペレーター1人の場合			オペレーター2人で交替する場合			
	ほ場の分散程度			ほ場の分散程度			
	大	中	小	大	中	小	
耕うん	66	69	72	78	81	84	和犁、ボトムプラウ、ロータリー、駆動型ディスク
砕土・均平	68	71	73	80	83	85	ディスクハロー、ロータリー、ソースハロー
鎮圧	70	73	76	81	84	86	ローラー、カルチパッカー
代かき	63	66	70	75	78	80	レーキ、水田ハロー、ロータリー
施肥播種	55	60	65	70	74	77	マニユアスプレッダー、ライムソアー、ブロードキャスター、グレンドリル
田植	59	63	70	70	75	80	田植機、施肥(側条)田植機
液剤散布	62	64	66	69	73	75	動力噴霧機
粉剤散布	69	73	75	73	78	82	動力散粉機
粒剤散布	72	76	80	80	84	88	背負式動力散粉機、人力散粒機
刈取結束	60	63	66	70	74	78	バインダー
刈取脱穀	58	62	65	68	72	76	自脱型コンバイン、普通型コンバイン
脱穀	70	75	80	75	80	85	自動脱穀機(ほ場脱穀)
籾すり	85	85	85	85	85	85	自動籾すり機(屋内)
運搬	75	78	80	80	83	85	トレーラー

(全農：稲作機械化計画の手引)

#### <利用の仕方>

- 次のような前提条件をおいて作業別に計算した。
  - オペレーター2人で交替する場合は、1人の場合に比べて作業機の着脱、清掃時間、調整・整備時間を調査結果をもとに短縮した。
  - ほ場の分散程度は、大は100ha 5団地、中は50ha 3団地、小は30ha 1団地として移動距離を求め、トラクターは8km/時、その他5km/時として移動時間を求めた。
- この実作業率は、農道・路面の状態、耕地の分散程度、車庫～ほ場の移動距離、機械の利用組織と運営方法などによって異なるが、この表はこれらの条件を考慮して算出したもので、計画段階ではおおよその目安となる基準である。

5 ほ場作業効率の基準

(単位：%)

作業名	作業機名	ほ場作業効率	備 考
耕起 (鋤込み)	駆動型ディスク ボトムプラウ	70	
		70	
耕うん	ロータリー	85	兼用型及び駆動型耕うん機 15PS以上のトラクターの場合
	ロータリー(畑耕起)	80	
	ロータリー(水田耕起)	75 70	30PS未満のトラクターの場合 30PS以上のトラクターの場合
	深耕ロータリー	80	
耕起碎土	碎土機付プラウ	62	ハイカットプラウ、プラウローターを含む
心土破碎	サブソイラー	80	弾丸暗渠、振動式ドレーナ
心土破碎・ 作 溝	トレンチャー	85	チェーントレンチャー ロータリートレンチャー
		80	
碎土	各種ロータリー 駆動型ディスク ディスクハロー	89	兼用型及び駆動型耕うん機
		70	
		80	
耕うん整地	ロータリーハロー	80	
均平	ツースハロー	80	
鎮圧	ローラー カルチパッカー	70	カルチパッカーを含む ローラー類を含む
		70	
代かき	水田ハロー 代かき機	80	ロータリー+板を含む
		85	
田植	田植機	65 60	歩行型6条 乗用型4条、乗用型5条、乗用型6条
		60(乗用標準)	
施肥	マニユアスプレッダー ライムソアー ブロードキャスター	60	1.5t
		50	
		55	
施肥・播種	湛水土壌中直播機  グレンドリル (ドリルシーダ)	65	駆動型(歩行用) 直装型ドリル 牽引型ドリル
		65	
		55 60	
防除	背負式動力散粉機 動力噴霧機 ブームスプレーヤー スピードスプレーヤー	65	粉粒剤散布 水平噴管使用の場合、畦畔散布ノズル 使用の場合
		65	
		65	
		75	
中耕培土	培土機	70	
刈取結束	バインダー	75	
刈取脱穀	自脱型コンバイン 普通型コンバイン	70	3~5条
		65	
収穫調製	フォレージハーベスター ヘイベラー	75	
		60	

(全農：稲作機械化計画の手引)

7 導入農業機械の能力算出表

項目 単位 作業名 作業機名	利用面積 ha	1 台当たりの能力										既存機械 台数	導入 必要 台数				
		時間当たり理論作業量		1日当たり作業量		作業可能日数		作業回数	圃場 効率 %	実作 業率 %	期間平均1日 期間当たり作業量			期間中 作業量	理論必 要台数		
		作業機幅	速度	作業時間	作業量	作業期間	期日									日数率	可能日数
		m	km/hr	hr	ha	月/日	日	%	日								
	ha	PS等												ha	ha	台	台
										~							

注：1 上段は既存の機械、下段は導入しようとする機械について記入する。  
 2 収穫機械については、ピーク時に対応できる能力とする。  
 3 この様式によることが困難な場合は様式についてこだわらない。

(添付資料)

早中晩	品 種 名	作付面積	比 率	刈 取 作 業				備 考
				刈 取 期 間	期 日	日 数 率	可 能 日 数	
				月 日 ~ 月 日	日	%	日	ha
			100					

各種事業導入計画の補足資料として添付すること。